



師走の候、組合員の皆様には益々のご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は組合運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年「台風 15 号・19 号」により被災された方々の一日も早い復興を心よりお祈り申しあげます。

関東運輸局は令和元年 12 月 13 日に令和 2 年 2 月 1 日からの公定幅運賃の範囲の指定及び自動認可運賃について公示。(初乗り距離短縮) 事業者各位は公示された上限～下限の中から採用する運賃を選択し、事業者各位が同局の認可を受けることとなりますが組合では各位の意向を確認し申請を行います。迎車回送料金 310 円→300 円の申請は令和元年 12 月中に申請を行いました。

公定幅運賃と早朝予約料金 410 円→400 円は令和 2 年 1 月中に届け出の為、神個協でお知らせいたしますのでよろしくお願い致します。又、運賃改定によりメーター機の書き換えが必要となりますので令和 2 年 2 月 1 日(土)を予定しております。

尚、メーター機の書き換え料金につきましては現在メーカーに交渉中です。組合員の皆様にはご負担をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

さて、タクシー業界にとって大きな課題である白タク問題につきましては、国民の安全を脅かすとともに地域公共交通機関の存続を危うくするライドシェアと称する白タク行為を断固阻止しなければなりません。そのため、国や国会議員の先生方のお力添えをお願いし、今後も安全が担保されない白タクが道路運送法の改正により合法化され、国民に安全・安心な旅客運送サービスを提供する公共交通機関たるタクシー事業の根幹を根底から揺るがされることのないよう、全力を挙げて阻止していく覚悟です。

このようにタクシー事業を巡る環境は大きな曲がり角に差し掛かっており、日々変化しています。

一方、業界内においては、事業者数の激減をはじめ、飲酒運転・無車検・無免許運行・不適正営業の発生など問題が山積しています。確たる改善が進まないようでは、世論から「個人タクシー」の存在が疑問視されることになりかねません。

組織、各団体、事業者各位が一丸となって安全性確保の徹底、サービス・資質の向上に取り組み、利用者の評価と信頼を取り戻していく必要があります。組合員各位のご協力を心よりお願い申し上げます。

無事故無違反で新春をお迎え頂きますよう祈念申しあげます。

神奈川県個人タクシー協同組合 理事長 田邊和男

## 一般報告

### 1. 運賃改定について（別紙参照）

京浜交通圏の新運賃が12月13日に公示され、公定幅運賃及び羽田・成田定額運賃が改定されました。これに伴い認可の必要な迎車料金については変更認可申請書を12月中に提出する必要がある為、ハガキにて皆様にご了解を頂き申請致しました。

令和2年1月には公定幅運賃変更届(原則現在選択している車種区分で今回は、普通車A上限運賃と大型車D運賃)と羽田・成田の定額運賃変更届(現在定額運賃を設定している組合員のみ)及び早朝予約料金変更届(410円→400円)の提出を皆様にご了解を頂き実行致します。

※ 皆様のご協力を何卒宜しくお願い致します

### 2. 組合員事業廃止について

(保) 亀本 孝 70歳 令和元年11月30日 一般廃業

(戸) 宇野 一宏 65歳 令和元年11月30日 一般廃業

長い間、組合にご協力頂き有難うございました。心より感謝いたします。

いつまでもお元気でお過ごしください。

### 3. 組合事務所の年末年始 部署別 日程及び対策

#### ① 組合事務所休業について

令和元年12月28日(土)から令和2年1月5日(日)まで休業

令和2年1月6日(月)より平常通り

#### ② 年末年始の無線配車業務について

(1) 令和2年は1月2日(木)～4日(土)のAM2:00～AM8:00の間無線室を閉局致します。

**但し、当直は出勤し緊急時に備えます。**

(2) 12月28日(土)～1月5日(日)は休日扱いとなります(予約奇数偶数なし)。

(3) 上記以外は通常通りの配車と致します。

(4) 12月10日(火)～12月31日(火)の間は私用コール及び不必要な電話を無線室に掛けることは禁止と致します。

#### ③ 年末年始緊急事態発生の場合について

(1) 緊急事態発生の場合(タクシー強盗等)移動局が無線センターに緊急事態発生をコールする方法

※ 車両の緊急ボタン(非常灯スイッチ)を入れる。

(2) 無線センターは緊急事態の報告受信時には、即、応答し適切な措置をとる。警察に連絡するとともに、携帯電話所持の無線委員・理事等の移動局に緊急連絡し応援を要請する。

#### ④ 年末年始の交通事故への対応について

応援が必要な場合は無線室へ連絡し依頼する。

加害事故の場合、東京海上フリーダイヤル Tel 0120-119-110 に電話し報告をする。夜間休日24時間対応です。

#### ⑤ 年末年始の換金日のお知らせ

※ 年末は12月27日(金)までです。

「りそな銀行」・「郵便局」とも振込は9時～16時まで受け付けます。

「りそな銀行アンサー」は14時まで受け付けます(※ 終了が1時間30分早いので注意)

※ なるべく振込での換金にご協力お願い致します。

12月27日(金)の振込で換金した場合は「りそな銀行」「郵便局」とも12月30日(月)

に引き出せます。

急ぐ場合は「りそな銀行」アンサーで換金。(12月27日(金)は14時まで)

※ 年始の換金は1月6日(月)からです。

「りそな銀行」・「郵便局」とも振込は9時～16時まで受け付けます。

「りそな銀行アンサー」は14時まで受け付けます(※ 終了が1時間30分早いので注意)(組合2階のCD機は年末で終了致します。)

⑥ 12月分賦課金等の納付期限について

※ 賦課金等の振込は12月26日(木)までをお願いします。26日(木)までに間に合わない場合は27日(金)に組合の窓口で16時まで納金をお願いします。

※ 令和元年12月分の賦課金等の納付期限については、年内の換金に間に合わなかった方のために、令和2年1月6日(月)までと致します。

※ 自動引落としにされている方で12月20日(木)までに間に合わなかった場合は、令和2年1月6日(月)までに組合窓口で納付して下さい。

4. 第106回 法令・地理 講習会について

日 程	(一部変更再掲載)		
基礎講習	令和2年1月14日(火)～1月16日(木)	3教程	3日間
本講習・法令	令和2年1月14日(火)～3月3日(火)	8教程	8日間
本講習・地理	令和2年1月15日(水)～2月26日(水)	4教程	4日間
運輸局試験日	令和2年3月(日にち未定)		

5. マスターズ制度みつ星から降格となられた方について

12月1日に、みつ星から降格となられた組合員は、組合3階総務に変更になった新しい表示シールを取りに来て速やかに行燈の表示を張り替えて下さい。そのまま表示を続けると表示違反となりますのでご注意ください。

6. 協力企業(指定業者)の年末年始休業状況 (別紙参照)

共済業部報告

1. 11月度事故報告

	加害	被害	自過失	双方	当逃	合計	人身
( )内の数字は人身 本年当月発生件数	1	3	16	3	0	23	1
( )内の数字は人身 前年同月発生件数	(1) 3	4	(1) 13	(3) 5	0	25	5
前年度と比較	-2	-1	+3	-2	±0	-2	-4

※ 今月も自過失の事故が多く発生しています。周りに注意して慎重に運転して下さい。

2. 令和元年11月 事故発生の傾向と対策について

① 自損事故を起こした方の中には「どうして動かない物にぶつけてしまったのか、自分でもよくわからない」と言う方もいます。特に狭く暗い場所ですと、どうしても自分の視野やバックミラーに入らない物があるので、ぶつかって初めて物の存在に気付き、ドキッとしたというのが皆さんの印象かと思えます。寒く、忙しい時期になると特に

難しいと思いますが、進む前、バックする前は周囲をよく確認しましょう。事故が多い方は特に気を付けて下さい。事故慣れと言うのはするべきではありません。

- ② 自損事故を起こした方で、事故発生から長期間報告しない、報告しても長期間着工しないというケースが多いです。工場への清算方法は渉外係が工場と打ち合わせの上指定いたしますので、それに従って下さい(指定された以外の支払い方法で清算すると、二重に支払われた分の共済金を返納して頂く場合があります)。

### 3. 自動車保険継続のお手続きについて

自動車保険更新日の1か月前までの契約にご協力をお願いいたします。(組合の手数料収入の維持につながります。)組合保険窓口もしくはお電話で契約更新の確認をさせていただきます、保険料のお支払については現金一括(保険更新日までにお支払いください)または組合の親睦会制度を利用した立替払い(10回分割・一括より選べます)となります。よろしくお申し上げます。

### 4. 自賠償保険の加入について

自賠償保険につきまして、是非組合で加入して下さるようご協力をお願いいたします(解約・車両譲渡時なども組合でお手続きが可能です)。継続車検時の保険料は45,480円(現金のみ取扱)となります。車検証を確認致しますので必ず持参していただき、車検日までに加入をお願いします。

### 5. 東京海上日動 所得補償制度 について

組合事務所2階パンフレットコーナーに2019年度版パンフレットを設置します。ご検討ください。なお、契約中の方には1/6(月)までにパンフレットと加入依頼書(控)を組合員ファイルにお入れします(自動更新で手続は不要)。保険料は2月分組合費より変更になります。改定内容や保険金受取の条件など重要なお知らせが記載されておりますのでパンフレット・加入依頼書を必ずご確認ください。

### 6. 令和元年1月度LPG販売価格について

掛売 94.6円(86円+消費税 8.6円)

## 外部報告

### 1. 羽田空港のターミナル・駅名等の変更について

- ①国際線ターミナルの名称が令和2年3月14日(土)に変わります

第2ターミナルが令和2年3月29日(日)より国際線対応(ANAが使用予定)するに伴い、「国際線ターミナル」は「**第3ターミナル**」と変更になります。

- ②京急電鉄

「羽田国内線ターミナル」 → 「羽田第1・第2ターミナル駅」

「羽田国際線ターミナル」 → 「羽田空港第3ターミナル駅」

- ③東京モノレール

「羽田空港第1ビル駅」 → 「羽田空港第1ターミナル駅」

「羽田空港第2ビル駅」 → 「羽田空港第2ターミナル駅」

「羽田空港第3ビル駅」 → 「羽田空港第3ターミナル駅」

- ④国際線駐車場の名前が変わります

「国際線駐車場」 → 「第5駐車場(P5)」

## 2. 羽田空港年始繁忙期街頭指導について

1月4日(土)～1月6日(月)に街頭指導が行われ、神奈川個人の担当は羽田第一ターミナル1号乗り場 1月5日(日)10:00～12:00 です。(南)細野賢治氏に出席して頂きます。

## 3. 年末年始におけるテロ対策の徹底について

### 【共通】

- ・車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- ・公共交通機関及び関連施設等のソフトターゲットに対する警戒強化

### 【ハイタク】

- ・始業・終業時等における車内の点検
- ・営業所・車庫内外の巡回
- ・終業後のドアーロックの徹底
- ・乗客への不審物発見に関する協力要請
- ・不審者情報等の警察への情報連絡の徹底
- ・テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認
- ・テロ発生時における運行の調整

## 4. 運転者の体調急変に係る事故の発生を踏まえた管理の徹底について

12月4日、バスが東京都新宿区の都道を走行中、ハイヤーに追突し、更に中央分離帯を乗り越え、街路灯に衝突し止まり、ハイヤーの運転者が死亡する事故が発生しました。事故の原因について調査中ですが。当該バスの運転者が事故後に搬送された病院にてインフルエンザに感染していることが判明した。

一般的にインフルエンザに感染してから 1～3 日間程の潜伏期間の後に、発熱(通常 38℃以上の高熱)、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛などが突然現われるとされております。自動車運送事業におかれては、乗務事前点呼において、体調が正常であった場合においても、運転者が運転中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合もあることから、事業用自動車の安全確保に万全を期すために、下記事項を徹底の程お願い致します。

### 記

自動車運送事業者は、以下の事を改めて徹底するとともに、安全に運行する事が出来ないおそれがある状況での運行は行わない事。

- ① 運行中に体調に異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解し、体調の異常を組合その他に連絡する等の指導の徹底。
- ② 運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示を適切に実施するための体制を整備すること。
- ③ 運転者が体調異変等の報告をしやすいような職場環境を整備。
- ④ 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指の消毒の徹底。

以上

## 5. 運輸支局より降積雪期における防災態勢の強化等について

「降積雪期における防災態勢の強化等について」及び、「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について」国土交通省より通知がありました。

- ① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装備するよう徹底を図ること。尚、スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実にすること。

- ② 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努める事。
- ③ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
- ④ スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わない様にするとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について徹底すること。

## 6. ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について

(令和元年 11 月 19 日国自旅第 191 号の 2~4)

ユニバーサルデザインタクシー(以下「UDタクシー」という)は、流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者の他、高齢者や妊産婦、子連れの人等、様々な人が利用できる構造になっている福祉タクシー車両として、導入の推進を図っている。一方、UDタクシーの導入が進むに伴い、車いすの利用者等がUDタクシーであるにもかかわらず事業者から運送の申し込みを断られるといった事例が寄せられており、また、一部報道や障害者団体からもそうした指摘がされているところである。このため、UDタクシーの運送に携わる方は、障害がある者の社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うとともに、必要な環境の整備を図るよう、下記事項について周知徹底をお願いします。「ユニバーサルデザインタクシーによる輸送の適切な実施について」(平成 30 年 11 月 8 日国自旅第 185 号の 2)により通知。

### 記

UDタクシーであるにもかかわらず、利用可能な車いすの利用者等の運送の引き受けを正当な事由なく拒絶することは、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 13 条の規定に違反するものであり、各会員において、当該規定その他の関係法令の遵守を徹底すること。また、UDタクシーの運送に関する実車を用いた研修を積極的に受講するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針への理解を深めるよう日頃から努められたい。

## 7. サービス向上運動街頭査察について

令和元年 12 月 19 日(木)

(支局) 五十嵐支局長、小泉首席専門官、田中運輸企画専門官

(協会) 漆原交通指導事故防止委員長、三上専務、

(センター) 武藤常務、高津指導課長、永野指導員、伊禮指導員

**支局発 (75 分) 大船駅(笠間/東) (50 分) 東戸塚駅 (40 分) 横浜駅**

15:00

16:15

17:20

18:30

16:30

17:50

19:00

※(個人関係):

田邊会長(神奈川協組)	田邊会長(神奈川協組)	田邊会長(神奈川協組)
小島(横浜協組)	小島(横浜協組)	小島(横浜協組)
飯沼(浜協組)	飯沼(浜協組)	飯沼(浜協組)
吉原(県協会専務)	吉原(県協会専務)	吉原(県協会専務)

### 無線営業部報告

## 1. 年末年始の無線配車業務について

- ① 令和 2 年は 1 月 2 日(木)~4 日(土)の AM2:00~AM8:00 の間無線室を閉局致します。但し、当直は出勤し緊急時に備えます。

②12月28日(土)～1月5日(日)は休日扱いとなります(予約奇数偶数なし)。  
上記以外は通常通りの配車と致します。

## 2. 11月度配車状況

	受注数	配車数	不能数	配車率
本年度	6914件	3952件	2962件	57.2%
昨年度	5762件	4386件	1376件	76.1%
増減数	1152件	-434件	1586件	

## 3. 12月度新規契約状況 1件

契約者名称 株式会社 ビューロジェネロ  
住 所 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町 6-14 ステートビル横浜 7F  
電話番号 045-440-4400

## 4. チケット無効報告 3件

- ① 契約者名称 野村証券(株)横浜馬車道支店  
住 所 〒231-0015 横浜市中区尾上町 4-52  
電話番号 045-641-2101  
お客様コード No.0109-001  
チケット番号 全て  
チケット色 イエロー  
摘 要 上記チケット契約者が2019年9月9日付を以って解約致しましたので共通利用無効を御通知致します  
神奈川個人タクシー協同組合
- ② 契約者名称 電源開発(株)磯子火力発電所  
住 所 〒235-0017 横浜市磯子区新磯子町 37-2  
電話番号 045-761-0281  
お客様コード No.0215-000  
チケット番号 647441～647460  
チケット色 イエロー  
摘 要 上記チケット契約者が2019年12月5日付を以って、紛失致しましたので共通利用無効を御通知致します、  
神奈川個人タクシー協同組合
- ③ 契約者名称 清水建設株式会社  
住 所 横浜市中区吉田町 65  
電話番号 045-261-3981  
お客様コード No.1026-003  
チケット番号 0102173-05～20  
チケット色 グリーン  
摘 要 上記チケット契約者が、2019年11月22日付を以って紛失しております。共通利用無効を御通知致します。  
横浜個人タクシー協同組合

## 5. 10月度苦情報告 3件

### ①戸塚支部組合員

8年間タクシーを利用していますが、行き先を言っても返事がないし降りる際にこちら

らから「ありがとう」と声を掛けても返事がない。とっても不愉快でした。個人タクシーより法人タクシーの方がよっぽどいいと思いました。

## ②南支部組合員

無線予約で MM のホテルより新横浜駅までのお客様をお乗せし高速でいけますか？とお聞きしましたが、何も言われないのでそのまま高速を使った。後日ホテルを通して「お客様より料金が高い」と言われた。直接お客様と話をし、と言われ話をしました。お客さまは「高速で行ってとは言ってない自分の要望は返金を望む」と言われたので組合員に聞いたら返金すると言ったので返金しました。この件はホテルが間に入っている為返金をしてもらったが、組合員の主張ではお客さまが「新幹線に遅れてしまうと困る」といったので高速を使った。自分もしっかり確認しなかったので返金に応じた。お客様の主張の往復の運賃の違いについて、往路は駅から直ぐ乗り、復路のホテルからは迎車メーターや待ち時間が入るので当然料金は高くなる。一時はホテルの出入りを禁止と本人に伝えましたが撤回致しました。

## ③保土ヶ谷支部組合員

5 台揃ったのでお声掛けを店員にした。店員と主人の連絡がうまく取れずにお客様を待たせてしまった。連絡ミスはうちの責任だが店の中まで入って来てこの女性に「言いましたよ」「言いましたよ」とかなり強い口調で言われたとご主人から苦情の電話が無線センターに入った。後で本人に電話確認したところ店に入って問いただしたのは事実だがそんな強い口調ではないと。この件はお店にも非があるとおもわれるので本人には口頭注意としました。

## 6. お褒めの葉書き

### ① 神奈川支部組合員

東神奈川駅から梶山まで乗せてもらいましたが大変優秀な方です。個人タクシーは感じ悪い運転手さんが多い中、すばらしい運転手さんでした。またお世話になりたいと思いました。

※ 最近は苦情の葉書きが多いなか久振りに気持ちが良くなる葉書きでした  
皆さんも是非お客様に喜ばれるようお願いいたします。

## 7. 神奈川タクシーセンター指導課より

令和元年 12 月、令和 2 年 1 月、の指導計画

令和元年 12 月・令和 2 年 1 月は年末年始で忘年会・新年会シーズンのため、横浜市内・川崎市内および、横須賀・三浦市内における 呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導を行います。

### 12 月の指導重点地区

1. 横浜市内主要駅における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導(横浜駅、大船駅)。
2. 川崎市内主要駅における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導(元住吉駅)。
3. 横須賀・三浦市内主要駅における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導(三浦海岸駅)。

\*その他の地区についても必要に応じて街頭指導を実施。

### 1 月の指導重点地区

1. 横浜市内主要駅における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導(横浜駅、桜木町駅)。
2. 川崎市内主要駅における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導(川崎駅)。
3. 横須賀・三浦市内主要駅における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導(三浦海岸駅)。
4. 羽田空港における迷惑行為、道路運送法に違反する行為の防止および指導。  
\*その他の地区についても必要に応じて街頭指導を実施。

## 8. 神奈川タクシーセンター相談課からのお知らせ

利用者から最近寄せられた事例の一部を紹介致します。

### ■事例1

行先を「まいきゃっと」(神奈川県菅田町)と告げると、「ワイキャット」に連れて行かれてしまった。

### ■事例2

駅のタクシー乗り場より乗車し途中で狭路を曲がる様に要望したが、入ってくれずに降ろされた。

◆事例1では、運転者に確認をしたところ、「ワイキャット」(横浜市西区)と思い込んでいて走行してしまったとの事でした。行先の復唱は勿論のこと、場合によっては経路を示す、他の目印となる物を運転者側より示して行先の間違いない様に運転者教育の徹底をお願い致します。(例:茅ヶ崎、日野、鴨居等も注意願います)

◆事例2では、運転者より事情を聴くと、以前に同所付近まで送迎した際に、転回を何十回となく行わなければならない場所であつ、他人の敷地に入ってしまった事があり十分な説明もないままにお客様の要望を断ってしまったとの事でした。原則は走行が可能な場所までお連れして下さい。走行が不可能な場合はその旨を丁寧に説明しお客様に納得して頂く様に運転者教育の徹底をお願い致します。

※最近、経路確認の不徹底が原因で起こる接客態度不良の苦情が多く当センターに寄せられています。お客様がご乗車された際には、行先を復唱し、目的地を確認の上、経路確認を必ず行う様に運転者教育の徹底をお願い致します。

※運転者の方からの当センターへご質問の際は会社の管理職の方を通してご連絡下さい。運転者の方の直接の来所・電話での問合せ、苦情の申告はご遠慮下さい。お願い致します。

## 9. 新港ハンマーヘッド タクシー乗り場開設のお知らせ (別紙参照)

(一財)神奈川タクシーセンター施設管理課

標記の件について、ご案内させていただきます。

◇新港ハンマーヘッドより

・令和元年12月12日(木)夕方よりタクシー乗り場を開設したので、使用できるとの連絡がありました。

◇タクシー乗り場 タクシー待機台数

- ・タクシー乗り場は4番ポール前になります
- ・1列5台待機(タクシー乗り場と路面に標示されています)
- ・タクシー乗り場において関係者の指示があった場合は従ってください。

※注意事項

- ・タクシー待機枠から、はみ出さないようにして下さい。

- ・タクシー降車場が設置されます。
- ・インターコンチネンタル入口通路は通行しないで下さい。
- ・ハンマーヘッド先端付近のバス専用転回通路には進入しないで下さい。  
(バス専用転回通路手前でUターンしてください)
- ・客船入港時にはタクシー待機場がハンマーヘッド施設外に臨時に設置されます。  
(関係者の指示にしたがって下さい)

○新港ハンマーヘッドのタクシー乗り場は、新港ハンマーヘッドのご好意により設置されます。

○関係者の指示に従ってください。

○安全およびマナー、モラルを守り節度ある行動をお願いします。

## 10. 緊急時末尾入構規制解除ルールについて

神奈川タクシーセンター指導課

現在、横浜駅西口・新横浜駅・山手駅において末尾入構規制を行っておりますが、本年開催されたラグビーワールドカップ、甚大な被害をもたらした台風19号の際に、タクシーがなかなか来ない等の苦情がセンターに寄せられました。

運用ルールでは「地震、異常気象等で空車タクシーがない場合は末尾制限に関係なくすべてのタクシーの入構を認める」となっておりますが、具体的なルールが分かりづらく、運転者間でのトラブルが発生することがあるとの報告もセンターに入っております。そこでこの度、緊急時において利用客利便を最優先に考え、下記の通り末尾入構規制解除ルールを作成いたしましたので、事業者におかれましては、運転者への周知徹底をお願い致します。

記

《緊急時 末尾入構規制解除 ルール》

地震、異常気象時に限らず、タクシー乗り場入構時に次の条件を全て満たしている場合のみ末尾入構規制解除とする。

1. タクシー乗り場に客が並んでいること。
2. 待機場に空車タクシーがないこと。
3. タクシー乗り場のタクシーが発進したら空車タクシーが無くなること。

※ 末尾入構規制解除ルールについては令和元年12月25日始発からといたしますので、運転者間でトラブルの無いよう周知徹底をお願いいたします。

以上

## 11. 横浜駅東口タクシー乗り場運用ルール変更について

神奈川タクシーセンター指導課

現在、標記タクシー乗り場においては、左の1レーンをUDタクシー専用レーンとして運用しておりますが、JPNタクシー等のUDタクシーの普及に伴いUDタクシーレーンが満車になってしまうことがあるので、改善してほしいというご意見をいただきました。今までは、UDタクシーは必ずUDレーンへ入構するというルールになっておりましたが今後、下記の通りルールを変更いたしますので、事業者におかれましてはトラブルの無いよう運転者へ周知徹底をお願いいたします。

記

1. 左の1レーンはUDタクシー専用レーンとする。(従来通り)
2. UDレーンにUDタクシーが2台以上待機しているときはUDタクシーも一般タクシーレーンに待機することを認める。(UDタクシーレーンに待機車両がない場合は一般レーンにUDタクシーは待機できない)
3. 利用客がUDタクシーを希望した場合は、優先して乗車できるよう他の運転者も協

力すること。

※ 待機場へ入構後の喫煙行為は迷惑行為として指導の対象となりますのでルールを守って下さい。

※ 運用開始は令和元年 12 月 25 日始発からといたします。

以上

## 財政部報告

### 1. 11月分までの賦課金等未納状況

12月12月24日(火)14:00時現在

未納者0支部 なし

未納者 41名 4,657,927円

### 2. 未納者への督促及び対策について

(7ヶ月)(中)尾倉洋一

(3ヶ月)(保)佐藤邦彦(南)今井博明(戸)松島修一(戸)山本正根

(金)青木昇(港)山下次郎

3ヶ月以上の滞納者に対し、督促の通知を行っております。

※ 未納計上猶予及び清算確定している金額

病気・けが・・・・・・・・・・2名 譲渡者・・・・・・・・・・5名

廃業者・・・・・・・・・・7名 14名 2,833,929円

### 3. 令和元年11月度 換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R. 元年 11 月分換金額	9,173 枚	65,935,417 円	7,187 円
H. 30 年 11 月分換金額	12,026 枚	83,214,293 円	6,919 円
増減額	-2,853 枚	-17,278,876 円	+268 円

### 4. 令和元年11月度 神奈川個人組合員換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R. 元年 11 月分換金額	7,353 枚	51,151,077 円	6,956 円
H. 30 年 11 月分換金額	9,845 枚	65,864,293 円	6,690 円
増減額	-2,492 枚	-14,713,216 円	+266 円

### 5. 令和元年11月度 デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

11 月度 (166台)	枚数	金額	1枚当たり「参考」
デビットカード	0 件	0 円	0 円
クレジットカード	1,549 件	8,962,360 円	5,785 円
カード会社チケット	2,280 件	18,205,047 円	7,984 円

### 6. 平成30年11月度 デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

11 月度 (372台)	枚数	金額	1枚当たり「参考」
デビットカード	0 件	0 円	0 円
クレジットカード	3,282 件	19,661,083 円	5,991 円

カード会社チケット	2,443 件	18,600,550 円	7,614 円
-----------	---------	--------------	---------

7. 令和元年11月度 タイムズペイ・カード換金実績

11月度 (335台)	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
クレジットカード	3,311件	14,646,125円	4423 円

8. 令和元年11月度 神奈川個人発行チケット処理 (参考資料)

神奈川個人 (窓口)	2,278 枚	12,993,070 円	5,703 円
横浜個人	1,190 枚	8,477,110 円	7,123 円
川崎個人	39 枚	404,440 円	10,370 円
川崎第一個人	16 枚	104,800 円	6,550 円
横須賀個人	22 枚	240,340 円	10,924 円
浜協個人	215 枚	1,380,940 円	6,422 円
県央個人	17 枚	260,830 円	15,342 円
東京個人	287 枚	3,744,280 円	13,046 円
その他	34 枚	157,180 円	4,622 円
合 計	4,098 枚	27,762,990 円	6,774 円

9. 親睦会特別報奨金の支払い及び廃業慰労金、譲渡支援金の徴収について

① 11月 一般廃業者

支部	氏 名	在籍年数		特別褒賞金	廃業慰労金	譲渡支援金	計
		年	月				
保	亀本 孝	18	3	50,000円	434,625円	0円	484,625円
戸	宇野一宏	8	2	50,000円	241,300円	0円	291,300円
	合 計			100,000円	675,925円	0円	775,925円

※ 11月分の廃業慰労金の徴収額は1,423円となり、1月に請求致します。

② 10月 一般廃業者

支部	氏 名	在籍年数		特別褒賞金	廃業慰労金	譲渡支援金	計
		年	月				
南	三橋 保治	25	10	100,000円	624,833円	0円	724,833円
神	木村 長昭	22	1	100,000円	499,961円	0円	599,961円
戸	鈴木 裕実	2	3	50,000円	144,265円	0円	194,265円
保	栗山 欣昭	23	11	100,000円	499,961円	0円	599,961円
港	中原 征雄	44	1	100,000円	865,117円	0円	965,117円
戸	金原 勇	17	1	50,000円	432,795円	0円	482,795円
	合 計			500,000円	3,066,932円	0円	3,566,932円

※ 10月分の廃業慰労金の徴収額は6,484円となり、1月に請求致します。

11. 帳簿係よりお願い

- ① 「決算及び所得税に関する報告事項」をまだ提出していない方は、今現在お手元に届いている各控除証明書（生命保険・小規模企業共済・国民年金等）・医療費の領収書また車庫を借りている方は、車庫の支払先の名前・住所を記入（車庫代変更の方は注意）し、12月の集計表と一緒に提出して下さい。各健康保険の支払証明書・各年金の源泉徴収票は、年明け1月中旬にご自宅に郵送されます。随時提出して下さい。
- ② 控除対象配偶者及び扶養親族の方は、名前・生年月日を必ず記入して下さい。配偶者控除・扶養控除を受けられる方で収入のある方は、源泉徴収票を提出して下さい。
- ③ 税務署からは、申告書・決算書・納付書（口座振替の方は無）が届きます。納付書は、各自で保管してください。電子申告をしている方には、申告書・決算書は届きません。納付書のみ届きます。電子申告で口座振替をされている方には何も届きません。
- ④ 平成31年（2019年）分の確定申告より全ての組合員の方を電子申告（e-Tax）で行います。電子申告への手続き、所得税の申告は帳簿係で行います。電子申告（e-Tax）をすることにより令和2年分の申告より10万円控除額が多くなります。
- ⑤ 12月の運転日報集計表と収支明細表は、1月8日（水）迄に提出してください。提出が遅くなりますと組合で確定申告が出来なくなります。事情により提出が遅れる方はご連絡ください。また、65万の青色申告特別控除を受ける為には普通預金口座の残高が必要です。チケットが換金されるりそな・郵貯の12月末の残高を収支明細表に忘れずに記入して下さい。
- ⑥ 平成31/令和1年分で未記入の領収書、特に自動車税・事業税・車庫所有者の方で固定資産税の一期分を収支明細表に計上していない方は12月の収支明細表に記入して下さい。平成31/令和1年分の領収書を令和2年分に計上することはできません。
- ⑦ 12月初旬に空の収支明細表を2F組合員各位のファイルに入れましたのでご利用ください。

## 12. 各支部賀詞交換会（新年会）助成金について

12月末日現在在籍者 1人 1,000円を、支部へ助成致します。

※ 1月6日（月）各支部にお振込み致します。